提出書類チェックシート

入会書類提出前に、必ず以下の事項を確認・チェックのうえ、入会書類と一緒にご提出ください。
書類不備、誤記のある場合は、訂正のため来会が必要となりますので、お気をつけください。

全体のチェックポイント

①記入もれ、押印もれはありませんか。
② 各書類に押印した印鑑は同一のものですか。
③ 氏名は戸籍謄本等の記載と同じですか。
　●旧字・異体字等は戸籍どおり記入し、省略しないでください。
　●パソコンで入力できない文字は、手書きで記入してください。
④ 本籍は戸籍謄本等の記載と同じですか。（丁目、番地まで正確に記入してください。ハイフン標記等省略しないでください。）
⑤ 住所はすべての書類で同一のものですか。（マンション名を記入する場合は、すべての書類にご記入ください。）
⑥ 電話番号は携帯電話の番号は登録不可。固定電話がない場合は空欄で結構です。
⑦ 記入事項の訂正は、二重線で削除し、使用したものと同じ印鑑で訂正印を押してください。（訂正箇所全てに押印してください。）
　挿入する場合も挿入箇所に押印してください。

各書類のチェックポイント

■ 弁護士名簿登録請求書 （日弁連提出用・弁護士会控　各１部）	□ 所定の位置に6万円分の収入印紙が貼ってありますか。（消印不可。） □ 氏名・本籍は戸籍謄本等のとおり記入しましたか（パソコンで入力できない文字は手書きで記入のこと）ハイフンでの省略不可。 □ 署名・印鑑の押し忘れはありませんか。 2枚ともに署名・押印が必要です。 □ 登録請求日は記入してありますか。 □ 他の弁護士と事務所を共にする場合、事務所名称、所在地等を日弁連HP弁護士情報検索で確認し、同じように記入しましたか。 □ 事務所電話番号は、固定電話を記入しましたか。（空欄不可。携帯電話番号の登録不可。） □ 自宅住所は登録予定日時点の住所ですか。（空欄不可。） □ 自宅電話番号は、固定電話を記入しましたか。固定電話が無い場合は空欄にしましたか。（携帯電話の番号は登録不可。） □ 印刷が２枚になった場合は、契印をして２枚提出するようになっていますか。
■ 神奈川県弁護士会入会申込書（１部）	□ 氏名・本籍は戸籍謄本等のとおり記入しましたか。（パソコンで入力できない文字は手書きで記入のこと。） □ 他の弁護士と事務所を共にする場合、事務所名称、所在地等を日弁連HP弁護士情報検索で確認し、同じように記入しましたか。 □ 事務所電話番号は、固定電話を記入しましたか。（空欄不可。携帯電話番号の登録不可。） □ 自宅住所は登録予定日時点の住所ですか。（空欄不可。） □ 自宅住所の記載は、弁護士名簿登録請求書記載の表記と統一されていますか。 □ 自宅電話番号は、固定電話を記入しましたか。固定電話が無い場合は空欄にしましたか。（携帯電話の番号は登録不可。） □ 署名・印鑑の押し忘れはありませんか。 □ 紹介者２名の署名・捺印がされていますか。 □ 捨印を押印しましたか。 □ 登録請求日は記入してありますか。
■ 履歴書（日弁連提出用・弁護士会控　各１部）	□ 氏名・本籍は戸籍謄本等のとおり記入しましたか。（パソコンで入力できない文字は手書きで記入のこと。） □ 写真が貼ってありますか。 □ 司法試験又は司法試験第二次試験の合格日を正しく記入しましたか。 □ 大学・学部・学科・大学院の名称は正しいですか。 □ 「大学院」を修了している場合、「大学院」の記載はありますか。大学院は、卒業ではなく「修了」です。 □ 職歴・賞罰欄には該当事項がない場合、「なし」と記入してありますか。（空欄になっていませんか。） □ 職歴がある場合、入職日・退職日が記入してありますか。 □ 署名・印鑑の押し忘れはありません。 2枚ともに署名・押印が必要です。 □ 印刷が２枚になった場合は、契印をして２枚提出するようになっていますか。
※履歴書に罰の記載のある方のみ ●上申書（日弁連提出用、神奈川県弁護士会提出用各１部）	□ 「日本弁護士連合会会長」「神奈川県弁護士会会長」宛のものを各１部ずつ作成しましたか。 □ 罰の内容の事実及び情状等参考になる事情を記載しましたか。 □ 押印しましたか。
■ 弁護士法第７条各号、第１２条第１項各号及び第２項に該当しないことの誓約書、弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書　（日弁連提用・弁護士会控　各１部）	□ 氏名・本籍は戸籍謄本等のとおり記入しましたか。（パソコンで入力できない文字は手書きで記入のこと。） □ 印鑑の押し忘れはありません。 2枚ともに押印が必要です。
■ 宣誓書　（１部）	□ 署名・印鑑の押し忘れはありませんか。
■ 戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書　（２部）	□ 2026年11月11日以降に交付されたものですか。 （4月13日以降の入会をご希望の場合は、登録請求日前3ヶ月以内） □ ２部ありますか。 □ コピーは不可。
■ 身分証明書　（２部）	□ 2026年11月11日以降に交付されたものですか。 （4月１3日以降の入会をご希望の場合は、登録請求日前3ヶ月以内） □ 破産者でないことが証明されていますか。 □ ２部ありますか。 □ コピーは不可。
■ 連絡先回答書（１部）	□ 記入もれはありませんか。 □ 登録日までの間確実に連絡が取れる連絡先を記入していますか。
■ 神奈川県弁護士会常議員会新規入会審査用自己紹介書（１部）	□ 記入もれはありませんか。
■法律事務所の届け出について（1部）	□ 記入もれはありませんか。
■ 神奈川県弁護士会入会申込者連絡票（１部）	□ 記入もれはありませんか。 □ 登録日までの間確実に連絡が取れる連絡先を記入していますか。
■ 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書 （日弁連提出用・弁護士会控　各１部）※希望者のみ	□ 記入もれはありませんか。 □ 押印しましたか。
■ 一斉登録日（２０２７年３月２５日）以外の日程で登録をご希望の方	※以下３月25日登録以外の方全て対象です。 □ 登録希望日及びその理由を記載した上申書を作成しましたか。 □ 修了証書を期限内（4/5弁護士会必着!!）に提出する事を確認しましたか。 4月１３日以降に登録を希望する方は、提出がない場合は登録ができません。 ※以下4月１３日以降登録の方対象です。 □ 日弁連配布書式「弁護士法第７条各号、第１２条第１項各号及び第２項に該当しないことの誓約書、弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書」書式中の「私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって、日本弁護士連合会会則第１９条第１項第４号に規程する「弁護士となる資格を証明する書面」として扱うことを承諾します。」という文言を二重線で消した上、訂正印の押印をしましたか。（一行毎に訂正印が必要です。） □ 各種公的書類は、弁護士名簿登録請求日前３ヶ月以内に発行されたものですか。
■ 企業に就職予定の方 ● 営利業務従事届出 ● 就業（予定）企業に関する連絡票 ● 会務活動参加・研修履修についての協力確認書	 □ 届出年月日、記入日及び登録番号は空欄にしましたか。 □ 記入例に従って記載しましたか。 □ １枚目に署名捺印しましたか。 □ 登記事項証明書を２通（原本１通、写し１通）を準備しましたか。 □ 手数料５，５００円を支払う準備をしましたか。 □ 記入日の記載及び署名捺印しましたか。 □ 代表者及び担当者（直属の上司等）の署名捺印をもらいましたか。
■ 返信用封筒　（角２封筒　１８０円切手貼付）	□ 送付先の郵便番号、住所、氏名を記入しましたか。 □ １８０円切手を貼付しましたか。
■データシートの送付	□ 指定のファイル名（「送信日＋神奈川県弁護士会書式」）を付けて保存していますか。 □ シートの削除・加工は行っていませんか。 □ 任意のパスワードをつけましたか。 □ 1通目のメールにデータシートを添付、2通目のメールに設定した任意のパスワードを記載して送信していますか。